

芦屋町社会教育委員会議運営規則

第1条 この規則は、芦屋町社会教育委員（以下「委員」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員の会議（以下「会議」という。）に、議長及び副議長各1人を置く。

2 議長及び副議長は、会議において互選する。

第3条 議長及び副議長の任期は、1年とする。

第4条 議長は会議を主宰する。

2 議長に事故あるとき、又は欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

第5条 会議は、必要がある場合に議長が招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議にはかつて決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。